

公益社団法人日本看護協会 理事報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第34条の規定に基づき、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）の理事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において理事とは、常勤及び非常勤の理事をいう。

2 常勤理事とは、社員総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 理事報酬は、常勤理事にあつては本給、期末特別手当、特別手当及び退職慰労金とし、非常勤理事については、非常勤理事手当とする。本給は別表に定める。

2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第4条 理事報酬は、毎月1日から月末までの本給を当該月の20日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条第2項の規定に準じて支給する。

2 法令に基づき、理事報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

3 役員賠償責任保険の個人負担分の保険料については、理事報酬から控除するものとする。

4 理事報酬は、原則として銀行預金等への振込みによって支給することとする。

(報酬の決定基準)

第5条 理事報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(期末特別手当)

第6条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する常勤理事に対して、それぞれ6月15日及び12月5日に支給する。

2 前項の基準日前1か月以内に退任、常勤理事から非常勤理事に変更、失職又は死亡した場合においても同様とする。

3 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の常勤理事としての期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6か月 | 100分の100 |
| (2) 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| (3) 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| (4) 3か月未満 | 100分の30 |

4 第3項の期末特別手当基礎額は、それぞれの基準日現在において理事が受けるべき報酬月額、報酬月額に100分の20を乗じて得た額及び報酬月額に118分の100を乗じて得た額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

5 基準日前1か月以内に退任、常勤理事から非常勤理事に変更、失職又は死亡した場合における期末特別手当基礎額は、退任、常勤理事から非常勤理事に変更、若しくは失職し、又は死亡した当該理事が受けるべき常勤理事として最終の報酬月額、報酬月額に100分の20を乗じて得た額及び報酬月額に118分の100を乗じて得た額に100分の25を乗じて得た額を加算した額とする。

(特別手当)

第7条 特別手当は、常勤理事が参与及び職員とともに日本看護協会の事業の発展に多大な貢献をした場合、理事会の承認を得て支給する。

2 特別手当の額は、会長が前項で定める多大な貢献をしたと認める支給対象期間の最終月の報酬月額に、会長が社会経済状況及び貢献度合いを勘案して定める割合を乗じて得た額に、当該支給対象期間におけるその者の在職期間の割合に応じて得た額とする。

3 前項に定める会長が社会経済状況及び貢献度合いを勘案して定める割合は報酬月額の0.5を上限とする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規則第18条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤理事に支給する。

2 通勤手当の支給額は、職員給与規則別表5に定めるところによる。

(非常勤理事手当)

第9条 非常勤理事手当は、第5条の規定を準用する。

2 代表理事及び業務執行理事に対して非常勤理事手当を報酬月額により支給する場合は、第4条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第4条中「理事報酬（期末特別手当及び特別手当を除く。）」とあるのは「非常勤理事手当」と、第10条中「報酬（期末特別手当及び特別手当を除く。）」とあるのは「非常勤理事手当」と読替えるものとする。（以下この条において同じ。）

3 代表理事及び業務執行理事以外の非常勤理事に対して非常勤理事手当を報酬日額により支給する場合は、前月21日から当月20日までの非常勤理事手当を当該月末日に支給し、第4条第1項ただし書き以降、第2項及び第3項の規定を準用する。

(日割計算)

第10条 新たに理事になった者には、その日から報酬（期末特別手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第11条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(退職慰労金)

第12条 退職慰労金は、第2条に規定する常勤理事が退任、非常勤理事に変更、又は在任中死亡したときに支給する。なお、常勤理事が非常勤理事に変更となった場合は、変更となった後最初の任期満了のときに支給する。

2 退職慰労金は、常勤理事としての在任期間1か年につき当該理事が受けるべき常勤理事として最終の報酬月額に100分の200を乗じて得た額を支給する。

3 常勤理事としての在任期間に1か年未満の端数がある場合は、1か月につき12分の1を加算する。ただし、1か月未満の端数は、15日をもって1か月に繰上げ、14日をもって切り捨てる。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(規則の変更)

第14条 この規則における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日より前の在任期間中の理事の退職慰労金については、役員報酬及び退職慰労金規則(平成22年11月18日最終改正)を適用する。
 - 1 この規則は、平成23年5月16日から施行する。
 - 1 この規則は、平成24年5月9日に改正し、平成24年6月1日より施行する。(報酬月額の改定)
 - 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。(退職慰労金計算対象期間の改定)
 - 1 この規則は、平成26年9月19日改正、平成26年12月1日から施行する。(期末特別手当の改正)
 - 1 この規則は、平成27年2月27日改正、平成27年4月1日から施行する。(代表理事及び業務執行理事以外の非常勤理事報酬日額の改正)
 - 1 この規則は、平成27年9月25日改正、平成27年4月1日から適用する。ただし、第6条(期末特別手当)は平成27年12月1日から施行する。(本給、期末特別手当の改正)
 - (1) 第6条第3項の期末特別手当の額は、平成28年3月31日までとする。平成28年4月1日からは、「140/100」を「150/100」に、「175/100」を「165/100」に改正する。
 - 1 この規則は、平成29年2月16日改正、平成28年12月1日から適用する。(期末特別手当の改正)
 - (1) 第6条第3項の期末特別手当の額は、平成29年3月31日までとする。平成29年4月1日からは、「150/100」を「155/100」に、「175/100」を「170/100」に改正する。
 - 1 この規則は、平成29年8月3日から施行する。
 - 1 この規則は、平成29年11月21日に改正し、平成29年12月1日から施行する。(期末特別手当の改正)
 - (1) 第6条第3項の期末特別手当の額は、平成30年3月31日までとする。平成30年4月1日からは、「155/100」を「157.5/100」に、「175/100」を「172.5/100」に改正する。
 - 1 この規則は、平成30年5月11日に改正(同日から施行)し、平成30年4月1日から適用する。
 - 1 この規則は、平成30年11月21日に改正し、平成30年12月1日から施行する。(期末特別手当の改正)
 - (1) 第6条第3項の期末特別手当の額は、平成31年3月31日までとする。平成31年4月1日からは、「157.5/100」を「167.5/100」に、「177.5/100」を「167.5/100」に改正する。
 - 1 この規則は、2019年11月29日に改正し、2019年12月1日から施行する。(期末特別手当の改正)
 - (1) 第6条第3項の期末特別手当の額は、2020年3月31日までとする。2020年4月1日からは、「167.5/100」を「170/100」に、「172.5/100」を「170/100」に改正する。
 - 1 この規則は、2021年2月25日に改正(同日から施行)し、2020年12月1日から適用する。(期末特別手当の改正)
 - (1) 第6条第3項の期末特別手当の額は、2021年3月31日までとする。2021年4月1日からは、「170/100」を「167.5/100」に、「165/100」を「167.5/100」に改正する。

1 この規則は、2022年11月24日に改正し、2022年12月1日から施行する。(期末特別手当の改正)

(1) 第6条第3項の期末特別手当の額は、2023年3月31日までとする。2023年4月1日からは、「162.5/100」を「165/100」に、「167.5/100」を「165/100」に改正する。

1 この規則は、2023年11月21日に改正し、2023年4月1日から適用する。ただし、第6条(期末特別手当)は2023年12月1日から施行する。(本給、期末特別手当の改正)

(1) 第6条第3項の期末特別手当の額は、2024年3月31日までとする。2024年4月1日からは、「165/100」を「170/100」に、「175/100」を「170/100」に改正する。

<別表>

1. 本給（代表理事、業務執行理事）

報酬月額

号	金額	適用	
第1号	915,000円	代表理事（常勤）	（会長）
第2号	822,000円	業務執行理事（常勤）	（副会長、専務理事）
第3号	743,000円	業務執行理事（常勤）	（常任理事）

2. 非常勤理事手当（代表理事、業務執行理事）

報酬月額

号	金額	適用	
第4号	300,000円	代表理事（非常勤）	（会長）
第5号	100,000円	業務執行理事（非常勤）	（副会長、専務理事、常任理事）

3. 非常勤理事手当（代表理事及び業務執行理事以外の非常勤理事）

報酬日額

号	金額	適用	
—	30,000円	その他理事（非常勤）	（地区理事、准看護師理事）